

## 第4回合同ワーキングチーム

### 議事概要

【日時】 令和7年3月10日（月） 14:00～15:30

【場所】 オンライン開催（Zoom）により実施

【出席者（敬称略）】

（座長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

高橋 恭平 北海道保健福祉部健康安全局国保医療課 主任  
丸 圭介 仙台市健康福祉局保険高齢部保険年金課 係長  
亀山 剛 宇都宮市保険年金課国保税グループ 主任  
寺島 勇次 宇都宮市保険年金課国保税グループ 主任  
高田 萌香 宇都宮市保険年金課国保給付グループ 主事  
岸田 一希 船橋市健康福祉局健康部国保年金課 主事  
川崎 隼人 船橋市健康福祉局健康部国保年金課 主事  
伊東 就悟 船橋市健康福祉局健康部国保年金課 主事  
山形 駿介 中野区区民部保険医療課 主事  
夜久 平 中野区区民部保険医療課 主事  
大盛 由香 都城市健康部保険年金課 副主幹  
蒲生 琢仁 都城市健康部保険年金課 主事  
坂元 祐介 都城市健康部保険年金課 主任主事

（構成員（ベンダ））

三浦 裕和 株式会社RKKCS 第2システム本部 本部長  
渡邊 毅 株式会社TKC 福祉情報システム開発センター センター長  
小林 大士 株式会社電算 開発本部 ソリューション2部  
石田 淳一 株式会社両備システムズ 公共ソリューションカンパニー  
エリア・アカウントビジネス事業部 エリアビジネス部 次長  
江崎 徳光 行政システム九州株式会社 第2導入管理部 第1国保移行推進課 課長（代理出席）  
岩田 孝一 日本電気株式会社 社会公共インテグレーション統括部  
政策・事業戦略グループ シニアプロフェッショナル  
広田 和治 日本電子計算株式会社 公共事業部事業企画部 企画担当  
高見 幸司 富士通 Japan 株式会社 Public&Education 事業本部  
住民情報サービス事業部 マネージャー

(オブザーバー)

米田 圭吾	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐
津田 直彦	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐
池端 桃子	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム 地方業務標準化エキスパート
福本 大輔	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム 統括官付参事官付主査
丸尾 豊	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 理事官
中川 瑛	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐
酒井 友徳	厚生労働省保険局国民健康保険課課長補佐
伊藤 麻祐	厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係長
森本 真史	厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係
直江 美祐	厚生労働省保険局国民健康保険課
島添 悟亨	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
飯野 一浩	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

#### 【次第】

1. 開会
2. 座長挨拶
3. 第4回合同ワーキングチーム
4. 事務局からの連絡事項
5. 質疑応答
6. 閉会

#### 【配布資料】

- ・00\_会議次第
- ・01\_出席者名簿\_第4回合同 WT
- ・02\_【資料 No. 1】第4回合同ワーキングチーム
- ・03\_【資料 No. 2】事務局からの連絡事項
- ・04\_【国保\_令和6年度標準仕様書改訂第4回合同 WT】方針等確認結果報告書
- ・05\_【別添①】ご意見一覧
- ・06\_【別添②】国民健康保険システム標準仕様書【第1.4版】(案)

## 【ご意見概要】

刑法改正に係る部分について、今回法改正対応ということで資料上追加させてもらった。国保課から今後の流れを説明してもらいたい。(事務局)

刑法改正については事務局の説明どおり。補足事項としては、省令公布の際に経過措置を設ける予定。6月1日の施行時点で、既に改正前の様式で使われているものは改正後の様式によるとみなし引き続き使用でき、施行時点で旧様式による様式については当分の間それを取り繕い使用できる。これらの経過措置を設けて、次の検討会までに事務連絡も発出する予定。(オブザーバー 保険局)

### <資料 No. 1 P. 3 実装必須機能(経過措置対象)について>

国保の標準仕様書では実装必須機能(経過措置対象)という区分が標準仕様書に盛り込まれた話をしてもらった。デジタル庁で開催された自治体システム標準化移行後の経過措置に関する説明会で、国民健康保険も6月末までに経過措置に関する申請を各ベンダからデジタル庁に上げると示されている。デジタル庁のフローと今回の実装必須機能(経過措置対象)の関係性がよく分からないが、説明してもらった実装必須機能(経過措置対象)はそこまで含んでの国民健康保険の標準仕様書だと理解した。実装必須機能(経過措置対象)に対象となっていない機能で経過措置したい場合は、デジタル庁のフローに従って申請を行うという考え方でよいか。(ベンダ構成員①)

結論から言うとお見込みのとおり。デジタル庁のフローは、実際に実装が難しい機能があった場合にはベンダから報告をもらうことになるが、国保については開発に負荷がかかる機能について、先行してオプションとみなす経過措置を設けている。今回経過措置となった機能については、デジタル庁に報告する機能には当たらない。経過措置として定められておらず、なお残る実装必須機能については、開発的な難易度があればデジタル庁のフローで報告してもらう。デジタル庁からも事前に連絡はもらったが、その機能について国保としての必要性等、標準仕様書の観点からの確認依頼があれば事務局で答える想定をしている。国保の標準仕様書で盛り込んだ「実装必須機能(経過措置対象)」の整理により、経過措置対象として検討が必要な機能が100あったものが80ぐらいまで減っている状態。デジタル庁にはその80側を対応してもらうため、国保が漏れるということではない。(事務局)

事務局からの説明内容は、資料に文字化されるとよいか。(座長)

出来れば、資料に記載してもらえると分かりやすい。(ベンダ構成員①)

検討会までに決まれば出させてもらう。もしくは検討会の段階で経過措置対象が確定していないため、21日の段階で承認をもらい、検討会の案が固まった段階で国保課に掲載資料を渡す。それまでに資料化し、経過措置対象の補足資料という形で出させてもらう。(事務局)

国保の標準仕様書で定義された経過措置は届け出る必要がないと理解したが、デジタル庁のフローの

後半には経過措置を適用するとある。それを自治体と協議して経過措置を適用した状態で稼働させるか、もしくは特定移行支援になるかという判断をし、最終的にデジタル庁へ報告するフローも示されている。検討会後になると思うが、そのフローをどこまで省略できるのか、全てフローに沿ってやるのか。おそらくベンダも全て示された後に各自治体と協議を始めるため、その際にどこまでやるのか示してほしい。(ベンダ構成員②)

まずベンダ構成員①の回答について、2月20日に事業者向け経過措置の説明会、21日に自治体向け説明会を開催している。説明会の中で、国保、税の標準仕様書上、実装必須機能となっているものの、税では当面の間、国保では令和10年度末まで経過措置対象とされている機能については、仕様書上一律に判断がなされ、実質的には令和7年度末までの実装が求められていないため、デジタル庁がお示しした経過措置の対象のフローには入らない旨ご説明したところである。テキストベースでも、事業者・自治体向け説明会の回答と質問を自治体だけでなく事業者へ返しているため、そちらも見てもらえればと思う。

ベンダ構成員②への回答について、国保標準仕様書に規定された場合、そもそも申請機能に挙がってこない機能のため、当該機能について届け出てもらう必要はない。一方で、個々の自治体はその届け出の可否とは関係なく、「機能が経過措置対象であっても実装して欲しい、機能が無いと移行できない」という考えはあり得るため、デジタル庁のフローに関わらず、個々の自治体とすり合わせは実施いただきたいと考えている。(オブザーバー デジタル庁)

同じ認識である。ベンダ構成員②からフローの省略について話があったが、経過措置対象となる機能は令和7年度末段階ではオプションになるため、このフローには乗らない。なお残る実装必須機能と規定されているもので令和7年度末までに実装が必要とされている機能だけは、必要に応じデジタル庁のフローで手続きすることになる。フローそのものの省略はないと考える。(事務局)

#### <資料 No. 1 P.22 意見照会について>

全国意見照会の中で「誤って作成された場合や遡及して資格移動した場合などに修正・削除する必要があるため、作成された負担区分判定履歴が修正・削除できることを要件に追加してほしい」と意見があり、この取り扱いについて、結論としては標準オプション機能で対応可能と判断しており、対応の見送り、すなわち標準オプション機能としての要件追加を行わない対応としたいと記載されている。判定履歴の削除とは、一度判定をした履歴そのものをなかった状態にするという理解でよいか。また、意見照会の中で自治体が求めているということか。個人的に履歴そのものを削除することは大変危機感を持っている。一旦システムに対して操作をしたものは基本的には残しておく、その上でその内容をさらに上に直していかないと経緯がわからなくなるため、削除することはやめるべきだと思う。(座長)

履歴を積んでいくことが正しいと我々も承知している。おそらく削除の部分を自治体は強調したいわけではなく、よくある1月になったら年を間違ってしまうなど、明らかなミス履歴については削除するという趣旨だと思う。この意見は、履歴を作れるが後から修正ができないのではないかという趣旨だと受け止めた。例えば国保だと情報集約システムに誤ったデータを連携した場合、資格の適用開始日と

喪失日を同日にし、物理的なデータの削除を行わないという共通ルールで運用されている。削除したいというよりかは、履歴を作れるのに後から修正できないことが問題なのかと思う。一方でマイナンバーカードのオンライン資格確認に関わる機能でもあるため、12月2日以降の新たな制度化において既に各ベンダが提供しているシステムについては、稼働されている最中にこうした機能を追加することの影響を懸念したことが質問した経緯となる。機能要件の記載について、交付履歴を作成できるが後から手直しができないところが、逆に自治体側のオンライン資格確認の運用に影響が出てしまうのではと思う反面、既に稼働しているところの対応が可能かというところを危惧しての照会だった。結論としては既に修正できる機能があったため、対応見送りとの記載となっている。(事務局)

以上